

国際 NGO による「マンホールチルドレン」支援の意義と課題

—「保護」から「エンパワーメント」への変容の視点から—

照屋 朋子

はじめに

本研究の目的は、モンゴル (Mongolia) の「マンホールチルドレン (траншейны хүүхэд)」に対する国際 NGO の支援内容の変容を確認し、支援の意義と課題について考察することにある。

モンゴルの首都ウランバートル (Ulaanbaatar) では 1992 年の社会主義体制の崩壊を機に貧困が生まれ、行き場を失った子ども達が冬場にマンホールで暮らしはじめた。その子ども達は「マンホールチルドレン」と呼ばれるようになり、社会問題化した。マンホールチルドレンの救済のために、国際 NGO は児童養護施設を建設し、子ども達を受け入れた。その中で、セーブ・ザ・チルドレン (Save the Children Fund)⁽¹⁾ はいち早く児童養護施設を開設した。他にも、ワールド・ビジョン (World Vision)⁽²⁾ やピースウィンズ・ジャパン (特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン)⁽³⁾ も児童養護施設を開設し、子ども達を受け入れた⁽⁴⁾。その結果、ほとんどの子ども達が児童養護施設で保護され、マンホールチルドレンの数は 2007 年には 50 人にまで減少した⁽⁵⁾。現在でも、モンゴル全国に 32 ある児童養護施設に⁽⁶⁾、計 1001 人が暮らしている⁽⁷⁾。

しかし、その後、保護されながら自らの意志で再度、マンホール暮らしを選択する子ども達が多数、現れている。それは、マンホールチルドレンへの保護の限界を示すものであり、子ども達の実情に合わせて支援の在り方を問うものでもある。本稿では、そのような問題関心から国際 NGO による「マンホールチルドレン」支援の意義と課題について検討を試みる。

マンホールチルドレンの支援に関する先行研究として、長沢他 (2007)⁽⁸⁾ は、マンホールチルドレンの歴史的背景、マンホールにおける生活実態、セーブ・ザ・チルドレンによる施設養護から家庭養護への段階的移設について説明している。照屋 (2020a)⁽⁹⁾ はモンゴル政府によるマンホールチルドレン支援について考察しており、照屋 (2020b)⁽¹⁰⁾ は、マンホールチルドレンの保護活動の現状とその限界について考察している。どれも、マンホールチルドレンの実態を明らかにし、援助機関による支援活動についての言及があるものの、国際 NGO の支援活動のみに焦点をあて、さらに支援の意義と課題を具体的に検討したものではない。

そこで、本稿では、マンホールチルドレンに対する支援内容の変容を確認したうえで、国際 NGO の支援活動に焦点をあて、以下の構成で考察を行う。

第 1 節「国際 NGO によるマンホールチルドレンの保護活動」では当初の「保護」問題に取り組ん

だ国際 NGO の児童養護施設による子ども達の受け入れについて取り上げる。

第 2 節「新たなマンホールチルドレン問題」では、自らの意志で児童養護施設よりもマンホール暮らしを選ぶ子ども達の出現により明るみとなった児童養護施設の課題について検討する。

第 3 節「国際 NGO による『新たなマンホールチルドレン問題』解決に向けた取り組み」では、保護からエンパワーメントへと支援内容が変容した国際的なストリートチルドレン支援の動向を確認する。次に、モンゴルにおけるセーブ・ザ・チルドレン、ワールド・ビジョン等の国際 NGO による支援事例を取り上げる。そのうえで、新しい支援事例の意義と課題について考察する。

なお、本稿の「マンホールチルドレン」の定義は、「暖を取る必要時にマンホールで大半の時間を過ごし、寝泊りをしている子ども達」⁽¹¹⁾とする。ただし、参照、引用した文献においてマンホールチルドレンについて「ストリートチルドレン」が使用されている場合には、本稿でも「ストリートチルドレン」を使用する。

第 1 節 国際 NGO によるマンホールチルドレンの保護活動

(1) マンホールチルドレンの「保護」問題

モンゴルで初めてマンホールチルドレンが出現したのは、1992 年に社会主義を放棄した直後であった。これは社会主義時代にはなかった現象であった⁽¹²⁾。なぜなら、社会主義時代には、国家によって最低限の生活は保証されており、寒い冬をマンホールの中ですごす子どもはいなかったからである⁽¹³⁾。モンゴル国厚生省とユニセフによる「ストリートチルドレン実態調査 1997」によると、1992 年時点で約 1500 人いたストリートチルドレンは、1994 年に約 2500 人、1996 年に約 3500 人と増え続けた⁽¹⁴⁾。その後、2003 年時点で最大 4000 人とピークを迎えている⁽¹⁵⁾。

モンゴル政府はマンホールチルドレンを保護するために 1999 年に警察機関である「住所確定センター (Address and Identification Center)」をウランバートルに設置した。住所確定センターは 24 時間体制でマンホールの見回りを行い、子どもを一時的に保護し、健康診断と身元調査をした後に親元または児童養護施設に子どもを送った⁽¹⁶⁾。モンゴル政府は、警察権力を発動し、子どもの一時保護には取り組んだものの、児童養護施設の建設と運営については国際 NGO に緊急的な支援を要請した⁽¹⁷⁾。なぜなら当時のモンゴル政府は、福祉と弱者の支援は政府の義務ではなく、人道主義によるという見解を示しており⁽¹⁸⁾、マンホールチルドレンの救済主体は国際 NGO であるべきだと考えていたからである。社会主義時代は、政府によって市民やコミュニティが自発的に組織を形成することが認められていなかったため、モンゴル国内の NGO が育つ土壌はなく⁽¹⁹⁾、児童養護施設によるマンホールチルドレンの保護は国際 NGO が中心的に担うこととなった。

(2) 児童養護施設によるマンホールチルドレンの保護

国際 NGO であるセーブ・ザ・チルドレンはマンホールチルドレン支援にいち早く取り組み、1994 年に 2 か所の児童養護施設を開設した⁽²⁰⁾。1996 年にはウランバートル市郊外に児童養護施設の建設

をすすめ、計5施設で125人の子ども達を保護した。更に、1997年から1998年にかけて地方自治体からの要請によりドルノド、セレンゲ、ダルハンにおいても5つの児童養護施設を開設させた。児童養護施設では、衣食住の提供に加えて、子ども達は予防接種を受け十分な医療サービスを受ける事ができ、教育の機会を与えられ、その手法は他の国際 NGO の見本となった⁽²¹⁾。

ワールド・ビジョンは1997年にウランバートルに児童養護施設「ライトハウス子どもセンター (Light House children's center)」を開設し、20人の子ども達を受け入れた。現在、「ライトハウス子どもセンター」では70人の子ども達を受け入れている⁽²²⁾。

ピースウィンズ・ジャパンは、1997年から児童保護施設「ホツタイル」の運営を開始した。運営終了後の2006年からは別の児童保護施設「バルビスト・ケアセンター」を通じて貧困や家庭の事情のために保護者のもとの暮らすことができない子ども達を保護している。2018年5月時点で「バルビスト・ケアセンター」には39人が生活をしている⁽²³⁾。

更に、モンゴル国内のローカル NGO、宗教団体なども児童養護施設を建設し、マンホールチルドレンを受け入れた。1997年にオユンナ基金によって孤児保護施設「テムーレル」⁽²⁴⁾が、2003年にカトリック修道会サレジオ会によって「ドンボスコ孤児院 (Don Bosco Care center)」⁽²⁵⁾が建設された。児童養護施設の多くは15人から20人程度を保護する小規模なものであるが、1993年にオーストラリア出身のディディ・アナンダ・カリカ (Didi Ananda Kalika) が設立した「ロータス・チルドレン・センター (Lotus Children's Center)」⁽²⁶⁾という100人以上の子ども達を保護する大規模な児童養護施設も存在する。

2007年の警察の報告によるとマンホールチルドレンの数は50人程度にまで減り、ほとんどの子ども達が児童養護施設で保護されるようになった。2017年においても、モンゴル国全体に32の児童養護施設が存在しており、計1001人が暮らしている。そのうち25施設が国際 NGO とローカル NGO によって経営されており⁽²⁷⁾、現在でも NGO がマンホールチルドレン保護の中心を担っている。

第2節 新たなマンホールチルドレン問題

(1) 児童養護施設を逃走する子ども達

2000年代初頭のマンホールチルドレンに関する課題は「保護」であったものの、ほとんどの子ども達が児童養護施設に保護されるようになった。それによって、マンホールチルドレン問題は解決したとの捉え方もある。しかし、児童養護施設で保護された後に逃走し、自らの意志でマンホール暮らしを選ぶ子どもが現れた。2007年に50人にまで減少したマンホールチルドレンは、2010年には180人と数が増え⁽²⁸⁾、モンゴルは新たな問題に直面することとなった。

マンホール暮らしは過酷を極める。モンゴルの厳冬下は-30度にまで気温が下がり、常に凍傷や凍死のおそれがある。また、マンホールの中にはねずみやゴキブリがおり、不衛生な環境下での生活を強いられる。マンホール暮らしと児童養護施設での暮らしを比較した場合、衣食住が確保された児童養護施設の方が安全で衛生的で好ましい。それにも関わらず、なぜ子ども達はマンホール暮らしを

選択するのだろうか。

(2) マンホール暮らしを選ぶ要因

子どもが児童養護施設ではなくマンホール暮らしを選ぶ要因は、以下の二点に集約できる。

第一に、子どもの意志が尊重されておらず、強制的に保護されていた点が指摘できる。住所確定センターはマンホールの見回りを 24 時間体制で行っており、子どもは夜中に寝ているところを無理やり起こされ、子どもの意志に反して、連れて行かれる事例もあった。住所確定センターは警察機関として設置されていたため、国家権力を行使し、強制的に子どもを連行できたのである。中には、住所確定センターに行きたくない、泣き叫ぶ子どももいた⁽²⁹⁾。その様は、「強制収容」とも捉えられる。マンホールチルドレンは、住所確定センターによって保護された後、引き取り手がなければ児童養護施設へと送られる。モンゴルソーシャルワーク協会の B. スフオチル会長は、住所確定センターが強制的に子どもを保護しており、その強引なやり方によって、児童養護施設が警察機関の延長線に映り、子どもの施設逃走に繋がった⁽³⁰⁾と指摘している。

第二に、児童養護施設のケアの質が低い点が指摘できる。子どもがマンホールで暮らすようになった背景には、育児放棄や虐待などの問題があり、心身共に傷をおっている場合が多い。ゆえに、専門的で慎重なケアが必要である。それにも関わらず、児童養護に関する専門性がなくとも児童養護施設の職員に就くことができ、問題を抱えた子どもの扱いに苦慮した職員が暴力を用いて服従させようとした⁽³¹⁾事例があった。職員が職務放棄をしている施設では、年少の子どもへのいじめや犯罪行為への強制もあり⁽³²⁾、人間関係のトラブルで居心地が悪く感じ、路上暮らしの方が気ままで良いと考えてマンホール暮らしを選んだ子どもも存在した⁽³³⁾。どの理由からも、児童養護施設のケアの質が低い点が指摘できる。

上述の二点が、子どもが児童養護施設よりもマンホールを選ぶ要因であるが、ユニセフは、その他にも、宗教教育による問題を指摘している⁽³⁴⁾。モンゴル民族がチベット仏教を信仰している中で、他の宗教系の施設に保護される子どももおり、児童養護施設内における宗教教育に疑問を感じ、施設を逃走する子どもも存在した。

第 3 節 国際 NGO による「新たなマンホールチルドレン問題」解決に向けた取り組み

(1) 国際的な支援内容の変容—保護からエンパワーメントへ—

子どもが施設を逃走する問題は、モンゴルのみならず他国のストリートチルドレンにも共通して起きた問題でもあった。国際的なストリートチルドレン支援の変容について、池田・松山（2006）は次のように説明している⁽³⁵⁾。

初期には、ストリートチルドレン自身が問題発生の要因であると考えられた。つまり、彼ら自身が弱い心を持っているから、犯罪や麻薬に手を出すと考えられた。そのため、支援は更生施設

への収容が中心であった。しかし、支援施設からの逃走が増加したことによって、支援の在り方自体が問われ（中略）支援の仕方も変化していった。更生施設のように厳罰的で抑圧的な援助ではなく、また援助の受け手となるストリートチルドレンを犠牲者として見るだけでなく、彼らを「問題解決の主体」とするという特徴を持った援助が主流となった。（中略）「子どものために」ではなく、「子どもとともに」解決を目指すことが支援の原理として確認され、今日まで受け継がれている。（pp. 18-19）

池田・松山によると、当初は、ストリートチルドレン自身が「弱い心を持っている」ことが前提とされ、子ども達は「犠牲者」と捉えられていた。そのため、「子どものために」施設へ「収容」すればよいという立場になっていた。しかし、施設からの逃走が相次いだことで、支援の在り方を見直さざるを得なくなり、ストリートチルドレンを「問題解決の主体」と捉え『「子どもとともに」解決を目指すことが支援の原理』とされるよう変化していった。

確かに、モンゴルにおいても当初は「保護」が喫緊の課題とされ、住所確定センターによる強制的ともいえる保護活動がなされた。国際 NGO も、施設の質いかんに関わらず子どもを保護し受け入れていた。厳冬下には-30度まで気温が下がるモンゴルにおいて、まずは命の安全を確保するために、施設で子どもを受け入れる必要があったのである。しかし、子どもが施設を逃走するという新たな問題の出現と共に、支援体制の見直しが必要となった。

見直すにあたって、支援原理の中核となったのが「エンパワーメント」の考え方である。エンパワーメントとは「権利を抑圧されている人々が、自らが潜在的に持っている力を取り戻ることで、自分達の社会的地位や問題状況を変えて行こうとする考え方」⁽³⁶⁾である。池田・松山（2006）は、エンパワーメントが国際社会で普及した経緯について、次のように説明している⁽³⁷⁾。

国際社会では、子どものエンパワーメントという考えは、1989年に「子どもの権利条約」が採択されてから急速に普及した。この条約は、子どもを「権利を行使する主体」と規定する。従来重視されてきた「保護される権利」、成長に必要な保健や教育のサービスを「提供される権利」に加え、「参加する権利」が保障された。子どもの問題に取り組む人々の間で子ども観が大きく変わり、「子どもを、社会を変え創りだしていく主体とみなし、子どもの社会参加なしには子どもにふさわしい世界をつくることは不可能だ」という認識が普及しつつある。（中略）子どもにとって最もよいことを大人がきめるのではなく、子どものことは子どもに聞くのが一番という発想の転換があった。（p. 14）

池田・松山によると、子どものエンパワーメントは「子どもの権利条約（United Nations Convention on the Rights of the Child）」に基づく考えであり、子どもの「参加する権利」の保障である。子どものエンパワーメントが急速に普及し、子どもの問題に取り組む人々は「子どものことは子どもに聞く

のが一番」という発想に転換した。

つまり、大人が子どもを支援するのではなく、子ども自身が必要な支援を考え、大人に要求することで、子どもの意志を尊重し、子どもによる子どものための支援活動を展開していったのである。こうして、モンゴルのマンホールチルドレン支援においても、国際的な流れをくみ、「エンパワーメント」を基盤とした支援活動が国際 NGO によって展開されていった。

(2) エンパワーメントを基盤とした国際 NGO の支援活動

セーブ・ザ・チルドレンは、「子どもの権利条約」の前身ともいえる「ジュネーブ子どもの権利宣言」を起草した国際 NGO であり、団体のビジョンとして「すべての子どもにとって、生きる・育つ・守られる・参加する『子どもの権利』が実現されている世界」を掲げている⁽³⁸⁾。そのビジョンに基づき、セーブ・ザ・チルドレンは、モンゴルにドロップ・イン・センター（drop-in centres）を開設し、児童養護施設を逃走した子ども達に対して、入浴や食事、遊び場や休息場を提供した⁽³⁹⁾。

ドロップ・イン・センターでは、「子どもの参加する権利」に重点が置かれた運営がされた。マンホール暮らしをしている子どもに強制的に参加を求めることはなく、職員が「昼ごはんを食べにこないかい」「一度シャワーを浴びにおいで」と声をかけ、活動内容や運営方針には子ども達の要望を反映させた。たとえば、職員が栄養バランスのとれた食事を一方的に与えるのではなく、子どもに食べたいものを尋ね、そのうえで栄養バランスを説明して提供した。その食事作りには子どもも仕事を分担して参加した。この様な子ども参加型の方式は、施設運営全体にひろげられ「子ども委員会」を設置するに至った。「子ども委員会」では子どもが取り組みたいプログラムや行事を決め、職員がアドバイスをする形で運営された。こうしてドロップ・イン・センターは子どもの参画に基づいて運営されるようになり、子ども達の中に連帯感が芽生えていった。ドロップ・イン・センターでの活動になった子ども達にはセーブ・ザ・チルドレンが運営する児童養護施設への入所をすすめ、児童養護施設は強制的に収容される場所ではなく、子どもが安心して暮らせる場所となった⁽⁴⁰⁾。

ワールド・ビジョンは「子どもの権利条約」で規定されている「子どもの権利」を守ることを活動の基本理念に据えている⁽⁴¹⁾。その理念に基づき、マンホールチルドレンが利用できる日帰りのデイ・アクティビティ・センター（Day Activity Centre）をウランバートルにて開設し、マンホールチルドレンのみならず学校を中退した子どもや育児放棄された子どもを受け入れた。デイ・アクティビティ・センターでは、40人の子ども達が常時利用しており、その多くは家族がいないものの児童養護施設での保護を拒む子ども達であった。デイ・アクティビティ・センターには教師が常駐しており、インフォーマル教育が提供された。学校を中退した子どもには補習授業を提供し、公立校へ再び通えるよう支援を行った。ただし、勉強を嫌う子どももいるため、子どもの意志を尊重して、ゲームを楽しみにセンターに通っている子どもにはインフォーマル教育への参加は必須ではなかった。デイ・アクティビティ・センターを経て学校へ復帰する子どももいれば、信頼関係を築いた後に、ワールド・ビジョンが運営する児童養護施設への入所へと繋がった子どももいた⁽⁴²⁾。

(3) 児童養護施設のケアの質の向上に向けた取り組み

セーブ・ザ・チルドレンやワールド・ビジョンによって児童養護施設を逃走したマンホールチルドレンへの支援は行われ一定の成果をあげたが、根本的な解決のためには、児童養護施設におけるケアの質を改善し、子どもが施設を逃走しない取り組みが必要であった。

児童養護施設のケアの質が低かった原因の一つに、モンゴルでは児童養護施設開設から10年以上もの間、児童養護施設の運営に関する法律や規則が策定され⁽⁴³⁾なかった点が指摘できる。日本では児童福祉法により、児童養護施設に関する基本原則を定めている。職員の配置については、施設長のほか、児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員等の配置が児童福祉法で定められている。また、職員比率についても、例えば3歳以上の幼児には子ども4人に対し児童指導員を1人、小学生以上には子ども5人に対して児童指導員1人と、職員の資格ごとに子どもの年齢に応じた配置比率が決まっている⁽⁴⁴⁾。しかし、モンゴルではその様な法規が存在しなかったことから、各児童養護施設が独自の方法で自由に運営していた。その結果、児童養護に関する専門性がない職員が雇われたり、大規模な児童養護施設では、職員1人あたりに対する子どもの数が50人から100人と、職員による一人ひとりへの細かな配慮が行き届かなかつたりと、施設間のケアの質に差が生まれた⁽⁴⁵⁾。ユニセフも、モンゴル全土において明確で一貫した子どもの保護とケアの政策がなかった点を批判している⁽⁴⁶⁾。

セーブ・ザ・チルドレンは、1994年より、児童養護に関する専門性の欠如の改善に取り組んだ。その取り組みは、モンゴル政府からの要請に応えたもので、モンゴル全国規模で実施された。セーブ・ザ・チルドレンは1994年から2002年にかけて、国立子どもセンター（National Child's Center）と連携し、モンゴル全国の子どもの支援に携わる職業人に向けた「子どもの発達のためのトレーニング（Child-focused Development training programme）」を提供した。トレーニングを受けた数は1994年から1996年だけでも500人に及んだ。更に、1997年には、継続的でより専門性の高いソーシャルワーカーの育成をするために、セーブ・ザ・チルドレンの資金提供により、モンゴルで初めて、大学機関にソーシャルワーク学部が設立された。同年に、ソーシャルワーカーの国家資格が制定され、2001年にはセーブ・ザ・チルドレンとモンゴル子ども人権センター（Mongolian Child Rights Centre）の働きかけにより、モンゴル全土の学校にソーシャルワーカーが配置された。2009年までに1200人のソーシャルワーカーが育成され、子ども保護、教育、その他の社会福祉の現場では法律によってソーシャルワーカーの設置が義務付けられるようになった⁽⁴⁷⁾。

(4) 国際 NGO による支援の意義と課題

児童養護施設を逃走したマンホールチルドレンの受け皿として、セーブ・ザ・チルドレンはドロップ・イン・センターを、ワールド・ビジョンはデイ・アクティビティ・センターを開設した。ドロップ・イン・センターは、「子ども委員会」によって子どもの参画に基づいて運営され、子ども自身が自らの問題を解決していった。ワールド・ビジョンはデイ・アクティビティ・センターにて子ども達

を受け入れ、強制ではない形でインフォーマル教育を提供し学校への復帰を目指すと共に、子どもの意志を尊重する形で児童養護施設への入所へつなげた。どちらも、「子どもの参加する権利」を重要視し、子どもによる子どものための支援活動を展開している。

このように、国際 NGO によるモンゴルの「マンホールチルドレン」への支援は、かつての「保護」から「エンパワーメント」を基盤とした内容に変化した。施設で保護した子ども達が施設を逃走し、マンホールに戻る、という新たな問題を受けて、子どもの意志を尊重し、その心情に寄り添うことに配慮した支援が提供されるようになったのである。

一方で、児童養護施設のケアの質を高める点においては限界があったといえる。児童養護施設の職員数、職員配置、ケア方法については問題が残っているものの、セーブ・ザ・チルドレンやワールド・ビジョンは他団体が運営する施設には干渉することが出来ない。施設運営に関する最低限の定めを決める事ができるのはモンゴル政府であり、国際 NGO には限界があったといえる。その中で、セーブ・ザ・チルドレンが、モンゴルにおけるソーシャルワークの基盤をつくり、大学の学部を設置し、法律によって子ども保護の現場にソーシャルワーカー設置を義務付けることに貢献したことは注目すべきである。ソーシャルワーカーの育成と設置は、児童養護施設におけるケアの質を高め、児童養護施設からの逃走防止に貢献したといえる。

おわりに

本研究の目的は、モンゴルの「マンホールチルドレン」に対する国際 NGO の支援内容の変容を確認し、支援の意義と課題について考察することにあつた。

国際 NGO の児童養護施設による受け入れによって、2003 年時点で最大 4000 人とピークを迎えた「マンホールチルドレン」は、2007 年には 50 人にまで減少した。しかし、自らの意志で児童養護施設を逃走し、マンホール暮らしを選ぶ、という新たな問題が発生した。

この問題の背景には、保護のプロセスが強制的で子どもの意志が尊重されない問題と児童養護施設のケアの質が低いという問題があり、国際 NGO は「保護」から「エンパワーメント」に支援のあり方を変化させていった。また、この「保護」から「エンパワーメント」の変化は、世界の他の地域でのストリートチルドレン支援の課題とも多くが共通していた。

子どもの「エンパワーメント」を支援原理の中核においた活動として、モンゴルでは、児童養護施設を逃走したマンホールチルドレン向けに、セーブ・ザ・チルドレンはドロップ・イン・センターを、ワールド・ビジョンはデイ・アクティビティ・センターを開設した。両施設とも、子どもの意志を尊重した活動が提供された。また、セーブ・ザ・チルドレンは、施設から子どもが逃走する問題の根本的な解決のために、児童養護に関わる職員のトレーニングを提供し、ソーシャルワーカー育成に取り組んだ。セーブ・ザ・チルドレンの取り組みは全国に広がり、大学に専門学部を設置し、法律にて社会福祉現場にソーシャルワーカー配置が義務付けられるまでに至った。

しかし、児童養護施設のケアの質を高めるためには、児童養護施設の職員の増員、適切な職員配置、

ケア方法の改善などが必要であり、モンゴル政府による施設運営に関する法規が必要である点を確認した。国際 NGO は自団体の運営する児童養護施設においては改善ができるものの、他団体の運営する施設に介入できないという限界がある。以上を確認した。

今後は、他国のストリートチルドレンに対するエンパワーメントの支援事例を分析し、モンゴルと比較検討を行いたい。それによって、モンゴルの「マンホールチルドレン」問題、ひいては世界のストリートチルドレン問題の解決のための研究に貢献したい。

- 注(1) セーブ・ザ・チルドレンは1919年にイギリスで設立され、子ども支援専門の国際 NGO として、約120カ国で子ども支援活動を展開している。モンゴルでは、1994年にモンゴル事務所が開設され、子どもの保護、教育、防災などのプログラムを実施している。
- (2) ワールド・ビジョンは1950年にアメリカで設立され、キリスト教精神に基づいて約100カ国で支援活動を展開している。モンゴルでは1995年に事務所が開設され、モンゴル国内で13の事務所に約650人のスタッフを抱え、モンゴル最大規模の NGO 活動を展開している。
- (3) ピースウィンズ・ジャパンは1996年に日本で設立され、33の国と地域で支援活動を実施してきた。自然災害、あるいは紛争や貧困など人為的な要因による人道危機や生活の危機にさらされた人びとを支援している。モンゴルにおいては、1996年に草原火災の緊急支援を行ったのを皮切りに、支援活動を開始した。
- (4) UNICEF “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, 2003, p. 30 (閲覧日: 2019年11月21日) https://www.unicef.org/mongolia/street_children_Report_Eng.pdf
- (5) Government of Mongolia, National Authority for Children, United Nations Children’s Fund “Analysis of the Situation of Children in Mongolia 2014”, 2014, p. 60 (閲覧日: 2019年9月27日) https://www.unicef.org/mongolia/unicef_sitan_english_final.pdf
- (6) Гэр бүл хүүхэд залуучуудын хөгжлийн газар “Монголын хүүхдүүд 2016-2017”, 2018 p. 34 (閲覧日 2019年11月21日) http://1212.mn/BookLibraryDownload.ashx?url=mongoliin_huuhduud_2016-2017.pdf&ln=Mn
- (7) op cit. “Монголын хүүхдүүд 2016-2017” p. 35
- (8) 長沢孝司・今岡良子・島崎美代子・モンゴル国立教育大学 SW 学科『モンゴルのストリートチルドレン—市場経済化の嵐を生きる家族と子どもたち—』朱鷺書房, 2007
- (9) 照屋朋子「モンゴル政府による『マンホールチルドレン』を対象とした支援内容とその課題」『早稲田大学教育学紀要』21, 2020a, pp. 175-182
- (10) 照屋朋子「モンゴルの『マンホールチルドレン』の保護活動に関する考察—保護活動の現状とその課題を中心に—」『早稲田大学教育学研究科紀要』27-2, 2020b, pp. 173-183
- (11) 前掲「モンゴルの『マンホールチルドレン』の保護活動に関する考察—保護活動の現状とその課題を中心に—」 p. 176
- (12) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia” p. 8
- (13) A. デルゲルマー「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」, 長沢孝司他編『モンゴルのストリートチルドレン』朱鷺書房, 2007, p. 54
- (14) 前掲「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」 p. 54
- (15) op cit. “Analysis of the Situation of Children in Mongolia 2014” p. 60
- (16) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia” p. 18
- (17) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia” p. 8
- (18) モリス・ロッサビ『現代モンゴル—迷走するグローバルバージョン—』明石書店, 2007, p. 169
- (19) 国際協力銀行「貧困プロフィールモンゴル国」, 2001, p. 47, (閲覧日 2019年9月21日) https://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/mongolia_fr.pdf

- (20) B. スフオチル・長沢孝司「住民参加型児童施設の進展」長沢孝司他編『モンゴルのストリートチルドレン』朱鷺書房, 2007, p. 175
- (21) Save the Children “Fifteen Years of Working for the Children in Mongolia”, 2009, p. 12 (閲覧日: 2019年9月26日) https://www.eenet.org.uk/resources/docs/SCUK_MongoliaProg_History.pdf
- (22) Street Children in Mongolia “Lighthouse Center” (閲覧日: 2019年9月26日) <http://www.streetchildren.de/en/lighthouse-centre/index.html>
- (23) Peace Winds Japan 「モンゴル児童保護施設での支援を継続中」(閲覧日: 2019年9月15日) <https://peacewinds.org/activity/mongolia/12831>
- (24) オユンナ基金「オユンナ基金について」(閲覧日: 2019年11月20日) <http://eastwing.on.coocan.jp/fund.htm>
- (25) Don Bosco in Mongolia “Care center in Ulaanbaatar” (閲覧日: 2020年4月9日) <http://dbmongolia.org/en/our-service/ulaanbaatar/care-center/>
- (26) Lotus Children’s Center (閲覧日: 2019年9月15日) <http://www.lotuschild.org>
- (27) op cit. “Монголын хүүхдүүд 2016-2017” p. 34
- (28) NGO ユイマール「マンホールチルドレンとは」(閲覧日 2018年12月28日) <http://yuimar.org/manhole-children/manholechildren/>
- (29) 日本放送協会「マンホールチルドレン—混迷するモンゴルからの報告—」(NHK.BS ドキュメンタリー) 1998を参照
- (30) 前掲「住民参加型児童施設の進展」p. 176
- (31) 前掲「マンホールチルドレンとは」
- (32) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia” p. 30
- (33) 前掲「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」p. 56
- (34) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia” p. 41
- (35) 池田恵子・松山優子「ストリートチルドレンを題材にした開発教育の学習課題の検討」『静岡大学教育学部研究報告』(教科教育学編) 第37号, 2006, p. 18 (なお, この指摘は横田香穂梨「ストリートチルドレン問題および支援活動の今日的課題と可能性—ブラジル・ベルナンブコ州レシフェ市の事例—」『津田塾大学国際研究学究』30巻, 2003, pp. 91-92を参照したものである)
- (36) 開発教育協会『開発教育ってなあに? 開発教育 Q&A 集 [改訂版]』2005, p. 39
- (37) 前掲「ストリートチルドレンを題材にした開発教育の学習課題の検討」p. 14, (なお, ここでの指摘は, 甲斐田万智子・中山実生「権利と行動の主体としての子ども」江原裕美編『内発的發展と教育』新評社, 2003, pp. 297-298 および安部芳絵「子ども参加」『開発教育』49号, 2004, p. 47をふまえたものである)
- (38) セーブ・ザ・チルドレン「セーブザチルドレンとは」(閲覧日: 2020年4月5日) <https://www.savechildren.or.jp/>
- (39) op cit. “Fifteen Years of Working for the Children in Mongolia” p. 13
- (40) 前掲「住民参加型児童施設の進展」p. 177
- (41) World Vision 「子どもの権利」(閲覧日: 2020年4月9日) https://www.worldvision.jp/about/childrights.html?banner_id=
- (42) Street Children in Mongolia “Day Activity Centre” (閲覧日: 2019年9月26日) <http://www.streetchildren.de/en/dayactivity-centre/index.html>
- (43) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia” p. 17
- (44) 厚生労働省「社会的養護の施設等について」(閲覧日: 2020年3月27日) https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html
- (45) NGO ユイマール「モンゴルの現状」(閲覧日: 2020年4月1日) <http://www.yuimar.org/mongolia/>
- (46) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia” p. 17
- (47) op cit. “Fifteen Years of Working for the Children in Mongolia” p. 11